

国民健康保険の被保険者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、令和4年度国民健康保険税が減免になります。

【国保税の減免の対象となる方】

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が前年に比べて10分の3以上減少する見込みである世帯
⇒ 保険税の一部を減額
- ②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
⇒ 保険税を全額免除

【減免手続きについて】

令和3年中の収入額が分かる書類と、令和4年分の収入見込額が分かる書類を添付して、役場税務会計課で減免申請をしてください。

- ⇒ 収入額が分かる書類
- ・給与所得の方は源泉徴収票
 - ・個人事業主の方は確定申告と決算書 など

【申請期限】

令和5年3月31日（金）

ご自身が減免の対象となるか、申請に必要な書類等の詳細については、税務会計課税務係にお問い合わせください。

壮瞥町税務会計課 税務係

電話：0142-66-2121 メールアドレス：zeimu@town.sobetsu.lg.jp